

(別紙②)

## 「関連団体運営基準」新旧対照表

※下線部は変更部分

現 行	改 正 後
<p>(前文) (略) 〈第1章 総 則〉 第1条〔運営基準の目的〕 この「関連団体運営基準」(以下「運営基準」という。)は、放送法第29条第1項第1号ハ(6)に規定する事項のNHK経営委員会議決に基づき、関連団体の事業がNHKグループの一員として適切に行われることを目的として、関連団体の事業運営およびこれに対するNHKの指導・監督等に関する基本的事項を定めるものである。</p> <p>第2条~第14条 (略)</p> <p>第15条〔事前協議等の特例〕 1 NHKの直接出資のない子会社については、第12条から前条までに定める事項は、原則として当該子会社に出資する関連団体を通じて行う。 2 (略)</p> <p>第16条~第19条 (略)</p> <p>第20条〔監査法人等の業務運営状況調査〕 1 (略) 2 NHKは、前項の調査の結果を理事会および経営委員会に報告し、公表する。 3 (略)</p> <p>第21条〔関連団体事業活動審査委員会〕 1 NHKは、「関連団体事業活動審査委員会」(以下「委員会」という。)を設置して、関連団体の事業活動(NHKとの取引を含む。)に関する外部からの意見、苦情等</p>	<p>(前文) (略) 〈第1章 総 則〉 第1条〔運営基準の目的〕 この「関連団体運営基準」(以下「運営基準」という。)は、放送法第29条第1項第1号ハ(6) <u>およびオ</u>に規定する事項のNHK経営委員会議決に基づき、関連団体の事業がNHKグループの一員として適切に行われることを目的として、関連団体の事業運営およびこれに対するNHKの指導・監督等に関する基本的事項を定めるものである。</p> <p>第2条~第14条 (略)</p> <p>第15条〔事前協議等の特例〕 1 NHKの直接出資のない <u>関連団体</u> については、第12条から前条までに定める事項は、原則として当該 <u>関連団体</u> に出資する <u>子会社</u> を通じて行う。 2 (略)</p> <p>第16条~第19条 (略)</p> <p>第20条〔監査法人等の業務運営状況調査〕 1 (略) 2 NHKは、前項の調査の結果を <u>次条で定める関連団体事業活動審査委員会</u>、理事会および経営委員会に報告し、公表する。 3 (略)</p> <p>第21条〔関連団体事業活動審査委員会〕 1 NHKは、「関連団体事業活動審査委員会」(以下「委員会」という。)を設置して、関連団体の事業活動(NHKとの取引を含む。)に関する外部からの意見、苦情等</p>

<p>を受け付け、当該事業活動の適正性を審査する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 NHKは、委員会の審査結果等を理事会および経営委員会に報告し、公表する。</p> <p>第22条〔監査委員による報告徴収・調査〕</p> <p>1 NHKは、監査委員会が選定する監査委員に対して、定期的に子会社の管理の状況を報告する。</p> <p>第23条~第26条 (略)</p> <p>〈第5章 会計および決算〉</p> <p>第27条~第28条 (略)</p> <p><u>【新設】</u></p>	<p>を受け付け、<u>NHKの関連団体の事業活動としての適正性や、適正性を確保する取り組み等</u>を審査する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 NHKは、委員会の審査結果等を理事会、<u>監査委員会</u>および経営委員会に報告し、公表する。</p> <p>第22条〔監査委員による報告徴収・調査〕</p> <p>1 NHKは、監査委員会が選定する監査委員に対して、定期的に子会社の管理の状況<u>等</u>を報告する。</p> <p>第23条~第26条 (略)</p> <p>〈第5章 会計、決算<u>および配当方針</u>〉</p> <p>第27条~第28条 (略)</p> <p><u>第29条〔子会社の配当方針〕</u></p> <p><u>1 子会社の配当については、第12条(5)に基づきNHKと当該子会社が事前協議を行い、財務状況、事業計画、株主構成などを勘案したうえで、実施、規模等を決定する。</u></p> <p><u>2 配当については以下を原則とし、前項の事前協議にあたり、NHKと当該子会社はこれらの原則を踏まえて協議する。</u></p> <p><u>(1)当期純利益の50%相当額を下限とする。</u></p> <p><u>(2)当期純利益が各団体の取締役会で承認された事業計画上の利益と比較して、これを上回る場合、その超過分は80%を配当に充てる。</u></p> <p><u>3 前項に関わらず、経営・資金両面が比較的安定している子会社については、事前に協議のうえ特例的な配当を実施することがある。特例的な配当は、関連団体の維持・発展に必要な内部留保を除いた剰余金を原資とし、計画的に実施することとする。</u></p> <p><u>4 子会社からの配当については、NHKが理事会、監査委員会および経営委員会に報</u></p>
--	--

<p>〈第 6 章 人材の交流、育成等〉  第 29 条〔人材の交流・育成〕  (略)  第 30 条〔出向契約〕  (略)</p> <p>〈第 7 章 情報公開および個人情報保護〉  第 31 条〔情報公開〕  1 (略)  2 (略)  <b>【新設】</b></p> <p>第 32 条〔個人情報保護〕  (略)</p> <p>〈第 8 章 知的財産権の使用、情報の管理等〉  第 33 条〔知的財産権の使用〕  (略)  第 34 条〔情報の管理〕  (略)  第 35 条〔運営基準の見直し〕  (略)</p> <p>付 則  運営基準は、平成 14 年 7 月 1 日から適用する。  <b>【新設】</b></p> <p>(別紙 1) (略)  (別紙 2) 第 6 条第 2 項に定める子会社等の業務範囲</p> <p>11 既放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業</p>	<p><u>告する。</u></p> <p>〈第 6 章 人材の交流、育成等〉  第 30 条〔人材の交流・育成〕  (同左)  第 31 条〔出向契約〕  (同左)</p> <p>〈第 7 章 情報公開および個人情報保護〉  第 32 条〔情報公開〕  1 (同左)  2 (同左)  3 <u>NHKは、放送法第 8 4 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき、関連団体に関する基礎的な情報を、ウェブサイトへの掲載などにより、広く一般に向けて提供する。関連団体は、当該提供に必要な情報をNHKに提供する。</u></p> <p>第 33 条〔個人情報保護〕  (同左)</p> <p>〈第 8 章 知的財産権の使用、情報の管理等〉  第 34 条〔知的財産権の使用〕  (同左)  第 35 条〔情報の管理〕  (同左)  第 36 条〔運営基準の見直し〕  (同左)</p> <p>付 則  (同左)</p> <p><u>第 29 条は、令和 2 年度事業計画から適用する。</u></p> <p>(別紙 1) (同左)  (別紙 2) 第 6 条第 2 項に定める子会社等の業務範囲</p> <p>※「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」(別紙)の内容に変更。(十一、十二の表記および一部字句の修正)</p> <p><u>十一 NHKが放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他</u></p>
---	---

<p>12 既放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供する事業</p> <p>(別紙3) (略)</p>	<p><u>のNHKが放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報(これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。)</u>を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業 <u>(放送に該当するものを除く。)</u></p> <p>十二 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供する事業</p> <p>(別紙3) (略)</p>
--	--